

静岡県富士山世界遺産センターの設置、管理及び使用料に関する条例をここに公布する。

平成29年10月24日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第35号

静岡県富士山世界遺産センターの設置、管理及び使用料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、静岡県富士山世界遺産センターの設置、管理及び使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 世界遺産富士山（静岡県世界遺産富士山基本条例（平成27年静岡県条例第31号）第2条第1号に規定する世界遺産富士山をいう。以下同じ。）の有する顕著な普遍的価値（同条第3号に規定する顕著な普遍的価値をいう。）についての県民の理解を深めることにより、当該顕著な普遍的価値を後世に引き継ぐこと及び県民文化の向上に寄与することを目的として、静岡県富士山世界遺産センター（以下「センター」という。）を富士宮市に設置する。

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時まで（7月及び8月にあつては、午前9時から午後6時まで）とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 毎月の第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は同法に規定する休日でない日）
- (2) 12月27日から翌年の1月3日までの日

(観覧料)

第5条 センターに展示されている世界遺産富士山に関する資料等を観覧しようとする者は、別表第1に定める額の観覧料を納めなければならない。

(特別観覧)

第6条 知事は、センターに収蔵されている世界遺産富士山に関する資料等について学術研究等のために必要があると認めるときは、当該資料等の模写、模造、撮影等（以下「特別観覧」という。）をしようとする者に対して、当該特別観覧を承認することができる。

2 前項の規定による承認には、センターの管理のために必要な限度において条件を付することができる。

(特別観覧料)

第7条 特別観覧をしようとする者は、別表第2に定める額の特別観覧料を前納しなければならない。

(観覧料等の減免)

第8条 知事は、特別の理由があると認めるときは、観覧料又は特別観覧料（以下「観覧料等」という。）を減免することができる。

(観覧料等の不還付)

第9条 既納の観覧料等は還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年12月23日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

(1) 常設展示

利用区分	観 覧 料
個 人	300円
団 体	1人につき 200円

備考

- 1 個人とは、満15歳以上の者であって、中学校、高等学校及び大学の在学者並びにこれらに準ずる者以外のものをいう。
- 2 団体とは、20人以上をいう。
- 3 企画展示と常設展示を併せて観覧する場合の常設展示の観覧料は、減免することができる。

(2) 企画展示

1,500円を限度として知事がその都度定める額

別表第2 (第7条関係)

利用区分	特 別 観 覧 料
模 写	1点1日につき 2,000円
模 造	1点1日につき 2,000円
撮 影	1点1回につき 4,000円
熟 覧	1点1日につき 1,000円
原板使用	1点1回につき 3,000円